

令和 5 年第 4 回市議会(定例会)
付議案件綴及び同説明資料綴

(その 8)

堺 市

目 次

	頁
議案第 82 号 堺市有給吏員遺族扶助料条例等を廃止する条例	3
議案第 83 号 堺市市税条例の一部を改正する条例	5
議案第 84 号 堺市印鑑条例の一部を改正する条例	13
議案第 85 号 堺市手数料条例等の一部を改正する条例	15
議案第 86 号 堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例等の 一部を改正する条例	19
議案第 87 号 堺市立農業公園条例の一部を改正する条例	21
議案第 88 号 堺市立フォレストガーデン条例の一部を改正する条例	23
議案第 89 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第 90 号 堺市火災予防条例の一部を改正する条例	29
議案第 91 号 工事請負契約の締結について [東工場第二工場DCSほか改修工事]	35
議案第 92 号 工事請負契約の締結について [鳳中学校体育館改築工事]	39
議案第 93 号 物品の買入れについて [高規格救急自動車]	43
議案第 94 号 物品の買入れについて [水槽付消防ポンプ自動車 (CD-I 型、救助仕様)]	45
議案第 95 号 指定管理者の指定について [堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園]	47
議案第 96 号 PFIによる大浜体育館建替整備運営事業に係る事業契約の 変更について	53
議案第 97 号 市道路線の認定について	55

議案第 98 号	線路又は工事方法書記載事項変更認可申請に対する 道路管理者意見について……………	63
報告第 15 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について……………	65
報告第 16 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について……………	69

令和5年第4回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和5年8月22日

堺市長 永藤英機

- 議案第 82 号 堺市有給吏員遺族扶助料条例等を廃止する条例
- 議案第 83 号 堺市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 84 号 堺市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第 85 号 堺市手数料条例等の一部を改正する条例
- 議案第 86 号 堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 87 号 堺市立農業公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 88 号 堺市立フォレストガーデン条例の一部を改正する条例
- 議案第 89 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 90 号 堺市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第 91 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 92 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 93 号 物品の買入れについて
- 議案第 94 号 物品の買入れについて
- 議案第 95 号 指定管理者の指定について
- 議案第 96 号 PFIによる大浜体育館建替整備運営事業に係る事業契約の変更について
- 議案第 97 号 市道路線の認定について
- 議案第 98 号 線路又は工事方法書記載事項変更認可申請に対する道路管理者意見について
- 報告第 15 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

報告第 16 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市有給吏員遺族扶助料条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 堺市有給吏員遺族扶助料条例（大正 14 年条例第 2 号）
- (2) 堺市有給吏員退隠料条例（昭和 11 年条例第 3 号）
- (3) 堺市立学校職員退職年金及び退職一時金条例（昭和 31 年条例第 2 号）
- (4) 大阪府都市職員共済組合の給付事務承継に関する条例（昭和 42 年条例第 3 号）
- (5) 元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例（昭和 45 年条例第 31 号）
- (6) 堺市有給吏員退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和 52 年条例第 27 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市有給吏員遺族扶助料条例等の廃止について

1 廃止の理由

次に掲げる条例に基づき、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の施行前に本市の職員となった者等であって、同法に基づく退職等年金の支給対象とならないものに対する退隠料等の支給を行っていたが、これらの条例に基づく退隠料等の支給が全て終了し、今後、新たに生じることがないことから、これらの条例を廃止するものであること。

- (1) 堺市有給吏員遺族扶助料条例（大正14年条例第2号）
- (2) 堺市有給吏員退隠料条例（昭和11年条例第3号）
- (3) 堺市立学校職員退職年金及び退職一時金条例（昭和31年条例第2号）
- (4) 大阪府都市職員共済組合の給付事務承継に関する条例（昭和42年条例第3号）
- (5) 元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例（昭和45年条例第31号）
- (6) 堺市有給吏員退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和52年条例第27号）

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市長は、」の次に「広範囲にわたる」を、「納入」の次に「(以下この条において「申告等」という。)」を加え、「これらの」を「これらの」に、「ときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、」を「場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定による指定は、市長が告示によって行うものとする。
- 3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第1項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から2月以内において、期日を指定して当該期限を延長するものとする。
- 4 前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後速やかに、その理由を明らかにしてしなければならない。

第16条の2第2項中「第4条の7」を「第4条の3」に改める。

第17条第8項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により、」を加え、「法第314条の9第1項の申告書に係る年度分」を「同条第1項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当するものとする」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第21条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 個人の府民税は、当該個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。
- 3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第24条第1項中「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第5項中「、所得税」を「所得税」に改める。

第27条中「同条」を「同項」に改める。

第27条の2第1項各号列記以外の部分中「認められる者」を「認められるもの」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第27条の5において同じ。)」を加える。

第29条の見出し中「減免」を「減免等」に改め、同条第1項ただし書中「、第2号」を「から第3号まで」に改め、同項第2号イ中「第314条の2第7項」を「第314条の2第6項」に改め、同号エ中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改め、同号カ中「第314条の2第4項」を「第314条の2第3項」に改め、同条第3項中「1の」を「一の」に改め、同条に次の1項を加える。

5 市長は、第1項第2号、第3号又は第8号の規定により減免を受けた者が、その後において、それぞれ当該各号の規定に該当しなくなったと認めるときは、規則で定めるところにより、当該減免の全部又は一部を取り消すことができる。

第30条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前条の規定により市民税の減免を受けた者は、市長から減免に関する規定に該当する事由に係る事実を証明する書類の提出を求められた場合は、速やかに当該書類を市長に提出しなければならない。

第33条第1項中「令和4年法律第1号」を「令和5年法律第1号」に、「令和4年新法」を「令和5年新法」に改め、同条第2項及び第3項中「令和4年新法」を「令和5年新法」に改める。

第34条の2第2項中「、「避難等解除日」を「「避難等解除日」に改める。

第35条に次の1号を加える。

(3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の史跡、名勝若しくは天然記念物若しくは同条第2項の特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物(以下この号において「史跡等」という。)である土地又は史跡等(家屋であるものを除く。)の存する土地

第42条第1項第10号中「又は堺市文化財保護条例」を「若しくは堺市文化財保護条例」に、「である家屋又はその敷地」を「(以下この号において「大阪府指定有形文化財等」という。)である土地若しくは家屋又は大阪府指定有形文化財等の存する土地」に改め、同項第12号中「第45条の2」を「第45条の2第1項」に改める。

第43条第1項ただし書中「から第11号まで」を「、第10号」に改め、「、第13

号、第14号、第16号」を削り、「及び開発に伴う本市への寄附及び帰属の」を「並びに本市への寄附及び帰属に係る固定資産について、同項第5号の規定を適用する」に改め、同条第3項中「、第1項に規定する場合のほか」を削る。

第56条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第3条の2第1項及び第2項中「令和4年新法」を「令和5年新法」に改め、同条第3項中「平成28年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和4年新法附則第15条第15項本文」を「令和5年新法附則第15条第14項本文」に改め、同条第4項中「令和4年新法附則第15条第26項第1号イ」を「令和5年新法附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第5項中「令和4年新法附則第15条第26項第2号イ」を「令和5年新法附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第6項中「令和4年新法附則第15条第26項第3号イ」を「令和5年新法附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第7項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和4年新法附則第15条第29項」を「令和5年新法附則第15条第28項」に改め、同条第8項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「令和4年新法附則第15条第33項の」を「令和5年新法附則第15条第32項に規定する」に改め、同条第9項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和4年新法附則第15条第34項の」を「令和5年新法附則第15条第33項に規定する」に改め、同条第10項を削る。

附則第3条の2の2に見出しとして「(サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額)」を付し、同条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和4年新法」を「令和5年新法」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額)

第3条の2の3 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に令和5年新法附則第15条の9の3第1項に規定する工事が行われた同項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第3条の7中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第3条の9の次に次の1条を加える。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第19条の見出し中「令和2年度分から令和5年度分まで」を「令和4年度分から令和8年度分まで」に改め、同条第1項中「規定する」を「掲げる」に、「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第56条の規定中」を「同条の規定中」に改め、同条第2項から第5項までを削り、同条第6項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第2項の表の左欄に掲げる第56条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第2項とし、同条第7項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる第56条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」

に改め、同項を同条第3項とする。

附則第21条の5第3項及び第4項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定、第21条の改正規定、第24条第1項の改正規定、第27条の2の改正規定（「認められる者」を「認められるもの」に改める部分を除く。）、第29条の改正規定（同条の見出しを改める部分及び同条に1項を加える部分に限る。）、第35条の改正規定、第42条第1項第10号の改正規定及び第43条第1項の改正規定（同項ただし書中「から第11号まで」を「、第10号」に改める部分を除く。）並びに次項及び附則第4項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定による改正後の堺市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 附則第1項ただし書に規定する規定による改正後の堺市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特

例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 6 平成28年4月1日から令和5年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第15条第15項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 7 新条例第56条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 8 新条例附則第19条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 9 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の堺市市税条例附則第21条の5第3項及び第4項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 10 平成28年4月1日から令和5年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第15項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

堺市市税条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行に伴う所要の改正等を行うものであること。

- (1) 森林環境税を個人の市民税の均等割と併せて賦課徴収することとなることに伴う所要の改正を行うもの
- (2) 個人の市民税の減免について、その事由に該当しなくなると認める場合は、その全部又は一部を取り消すことができる旨を明記するもの
- (3) 固定資産税等について、課税標準の特例による減額措置の適用期限の延長等に伴う所要の改正を行うもの
- (4) 固定資産税について、大規模の修繕等が行われたマンションに対する減額措置の創設に伴う所要の改正を行うもの
- (5) 固定資産税の課税免除及び減免について、その対象となる固定資産の明記等を行うもの
- (6) 軽自動車税の種別割について、次に掲げる改正を行うもの
 - ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正により、原動機付自転車のうちに新たに特定小型原動機付自転車の区分が定義されることに伴う所要の改正
 - イ グリーン化特例に係る適用期限の延長に伴う所要の改正
- (7) 災害等による期限の延長について、その手続を明記するもの
- (8) 規定の整備を行うもの

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、1(1)、(2)及び(5)に係る改正規定は、令和6年1月1日から施行するものであること。

堺市印鑑条例の一部を改正する条例

堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書が」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が」に改め、「限る。）」の次に「又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加え、「当該利用者証明用電子証明書」を「これらの利用者証明用電子証明書」に、「その他の必要な事項を入力する」を「の入力その他の認証を行う」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から規則で定める日までの間は、端末機のうち本市が設置するものに係るこの条例による改正後の第14条の2の規定の適用については、同条中「平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。」とあるのは「平成14年法律第153号」と、「又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて」とあるのは「を用いて」と、「これらの」とあるのは「当該」とする。

堺市印鑑条例の一部改正について

1 改正の趣旨

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正により、移動端末設備への電子証明書の記録が可能となったことを踏まえ、端末機による印鑑登録証明書の交付に係る手続について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであること。

堺市手数料条例等の一部を改正する条例

(堺市手数料条例の一部改正)

第1条 堺市手数料条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「。以下この条において「法」という。」を削り、同条第2項を削る。

第28条第1項中「。以下この条において「法」という。」を削り、同条第2項を削る。

第29条第1項中「。以下この条において「法」という。」を削り、同条第2項を削る。

第30条第1項第2号中「又は法第3条の3第1項」を「、法第3条の3第1項又は法第3条の4第1項」に改め、同条第2項を削る。

第31条第1項中「。以下この条において「法」という。」を削り、同条第2項を削る。

第32条第1項中「。以下この条において「法」という。」を削り、同条第2項を削る。

(堺市食品衛生法施行条例の一部改正)

第2条 堺市食品衛生法施行条例(平成12年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「(次項において「組立式店舗等」という。)」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

(堺市旅館業法施行条例の一部改正)

第3条 堺市旅館業法施行条例(平成24年条例第67号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に、「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第6条の見出し中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改め、同条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に、「同条第1号又は第2号」を「同項第1号か

ら第3号までのいずれか」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行する。

（堺市手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行前に営業の譲渡（理容師法（昭和22年法律第234号）第11条第1項、美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第1項若しくはクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条第1項若しくは第2項の規定による届出をした者又は旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項、興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項若しくは公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を受けた者が当該届出又は許可に係る営業を譲り渡すことをいう。）があった場合において、当該営業の譲渡を受けた者が納付すべき検査手数料又は許可申請手数料については、第1条の規定による改正後の堺市手数料条例第27条から第32条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（堺市食品衛生法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行前に営業の譲渡（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る営業を譲り渡すことをいう。）があった場合において、当該営業の譲渡を受けた者が納付すべき新規申請手数料については、第2条の規定による改正後の堺市食品衛生法施行条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

堺市手数料条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「法」という。）の制定により、生活衛生関係営業等を譲り受けた者について営業者の地位が承継されることとなること等に伴い、当該譲り受けた者に係る手数料の規定の見直し等を行うこととし、次の条例について所要の改正を行うものであること。

- (1) 堺市手数料条例（平成12年条例第11号）
- (2) 堺市食品衛生法施行条例（平成12年条例第22号）
- (3) 堺市旅館業法施行条例（平成24年条例第67号）

2 施行期日

法の施行の日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行するものであること。

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する 条例等の一部を改正する条例

(堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例の一部改正)

第1条 堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例（昭和26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表堺市立幼稚園保育料の項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部改正)

第2条 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号及び同条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第3項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(堺市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 堺市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

第4条 堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する 条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、次の条例について規定の整備を行うものであること。

- (1) 堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例（昭和26年条例第1号）
- (2) 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成5年条例第27号）
- (3) 堺市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第31号）
- (4) 堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第13号）

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市立農業公園条例の一部を改正する条例

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「公の施設の管理運営に関する実績及び公園の特殊性を勘案し、本市が出資する法人及び公共的団体のうちから適当と認めるもの」を「次の各号のいずれかにより指定管理者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 本市が出資する法人及び公共的団体（以下これらを「法人等」という。）の設立趣旨、公の施設の管理運営に関する実績等並びに公園の特殊性を勘案し、当該法人等の特性を活用して公園の運営を図ろうとする場合 当該法人等のうちから指定
- (2) 前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体の技術又は技能を活用して公園の運営を図ろうとする場合 特別な事由があると認める場合を除き、公募により指定

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施行前においても、この条例による改正後の堺市立農業公園条例の規定の例により行うことができる。

堺市立農業公園条例の一部改正について

1 改正の趣旨

堺市立農業公園における指定管理者の指定に係る公平性、透明性及び競争性の確保を図るため、その手続について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行するものであること。

堺市立フォレストガーデン条例の一部を 改正する条例

堺市立フォレストガーデン条例（平成5年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「作物の収穫及び」を「農作物の栽培及び収穫並びに」に改め、同条第1号中「植物を」の次に「栽培し、」を加え、同条第8号中「設置する」を「設置し、又は物品等を放置する」に改める。

第9条中「2年以内」を「4年以内」に改める。

別表第2を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する市民菜園の使用に係る使用期間について適用し、施行日前に開始した市民菜園の使用に係る使用期間については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、施行日前に開始した市民菜園の使用に係る許可を受けている者（この条例の施行の際現に当該許可に係る使用をしている者に限る。）から施行日以後に申出があった場合であって、市民菜園の管理上支障がないと認めるときは、当該許可に係る使用期間の初日から起算して4年を超えない範囲内において使用期間の延長を許可することができる。この場合において、使用期間の延長に関し必要な手続その他の行為については、市長が定める。

別表第2（第14条関係）

区分	面積	金額（年額）
大区画	おおむね50平方メートル	30,000円
小区画	おおむね25平方メートル	15,000円
その他の区画	—	1平方メートルにつき600円

堺市立フォレストガーデン条例の一部改正 について

1 改正の趣旨

堺市立フォレストガーデンにおける管理の適正化及び使用者の利便性の向上を図るため、禁止行為を明確にし、及び市民菜園の運用について見直しを行うこととし、次に掲げる改正を行うものであること。

- (1) フォレストガーデンにおける禁止行為として、植物を栽培すること及び物品等を放置することを追加するもの
- (2) 市民菜園の運用について、次のとおり改正するもの
 - ア 使用期間を、1区画1回につき2年以内から4年以内に延長するもの
 - イ 区画に係る新たな区分を設け、及び当該区分の使用料の上限を年額で1平方メートルにつき600円と定めるもの

2 施行期日

令和6年4月1日から施行するものであること。ただし、1(1)に係る改正規定は、公布の日から施行するものであること。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺市駅前公共施設用地活用事業者選定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

堺市駅前公共施設用地活用事業者の選定についての審議等が完了したため、当該審議等に関する事務を行う堺市駅前公共施設用地活用事業者選定委員会を廃止することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市火災予防条例の一部を改正する条例

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものについては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものの充電ポスト

第18条の2第1項第2号中「不燃性」を「、不燃性」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第18条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「当該接続部が」を「当該コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等の」を「急速充電設備と電気自動車等との」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「うち蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第23条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第33条第3項を削り、同条第4項第2号を次のように改める。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる措置

ア 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置

イ アの喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（喫煙専用室標識（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識をいう。）を掲示する場合を除く。）

第33条第4項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号イに規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける標識の図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける標識の図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に、それぞれ適合するものとしなければならない。

第33条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

第58条第1項各号列記以外の部分中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項第1号ア及び第2号中「別表第3備考第6号エ」を「別表第2備考第6号エ」に改め、同条第2項第1号中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項第2号中「別表第3に」及び「別表第3で」を「別表第2で」に改める。

第59条第1項第5号中「別表第3備考第5号」を「別表第2備考第5号」に改め、同条第2項第2号中「別表第3備考第9号」を「別表第2備考第9号」に改め、同項第3号イ中「別表第3」を「別表第2」に改め、同号エ中「別表第3に」を「別表第2で」に改め、同項第4号イ中「別表第3」を「別表第2」に、「廃棄物固形化燃料等に」を「、廃棄物固形化燃料等に」に改める。

第60条及び第88条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第2を削る。

別表第3の備考を次のように改める。

備考

(1) 「綿花類」とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。

- (2) 「ぼろ及び紙くず」とは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んで
いる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- (3) 「糸類」とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- (4) 「わら類」とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- (5) 「再生資源燃料」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第
48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- (6) 「可燃性固体類」とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの
（1気圧において、温度20度を超えて40度以下の間において液状となるもの
で、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
- ア 引火点が40度以上100度未満のもの
- イ 引火点が70度以上100度未満のもの
- ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎
グラム以上であるもの
- エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上で
あるもので、融点が100度未満のもの
- (7) 「石炭・木炭類」には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、
練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- (8) 「可燃性液体類」とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体
であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧にお
いて温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところに
より貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並
びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるも
のに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- (9) 「合成樹脂類」とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半
製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半
製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並
びにこれらのぼろ及びくずを除く。

別表第3を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第18条の2第1項の改正規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の堺市火災予防条例（以下「新条例」という。）第18条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第33条第3項の規定の適用については、当分の間、同項第2号イ中「喫煙専用室標識をいう。）」とあるのは、「喫煙専用室標識をいう。）」又は指定たばこ専用喫煙室標識（健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識をいう。）」とする。

4 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第33条第2項又は第3項第2号イに規定する標識と併せて設ける標識の図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

堺市火災予防条例の一部改正について

1 改正の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正等に伴い、次に掲げる改正を行うものであること。

(1) 急速充電設備について、次のとおり改正するもの

ア 急速充電設備としての規制対象について、現行、全出力の上限が200キロワットのものであるところ、当該上限を撤廃する等の拡大を行うもの

イ 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準について、充電ポストを屋外に設ける場合における建築物からの距離の確保、充電ポストの筐体等に係る火災予防上必要な措置の見直しを行うもの

(2) 防火対象物のうち消防長が指定する場所における標識について、次のとおり改正するもの

ア 喫煙所の標識について、健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する喫煙専用室標識を掲示する場合にあっては、その設置を要しないこととするもの

イ 「喫煙所」等の文字の標識と併せて設置する標識の図記号について、現行、本市が定めるものとしなければならないこととしているところ、今後は、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこととするもの

(3) 規定の整備を行うもの

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、1(1)に係る改正規定は、令和5年10月1日から施行するものであること。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

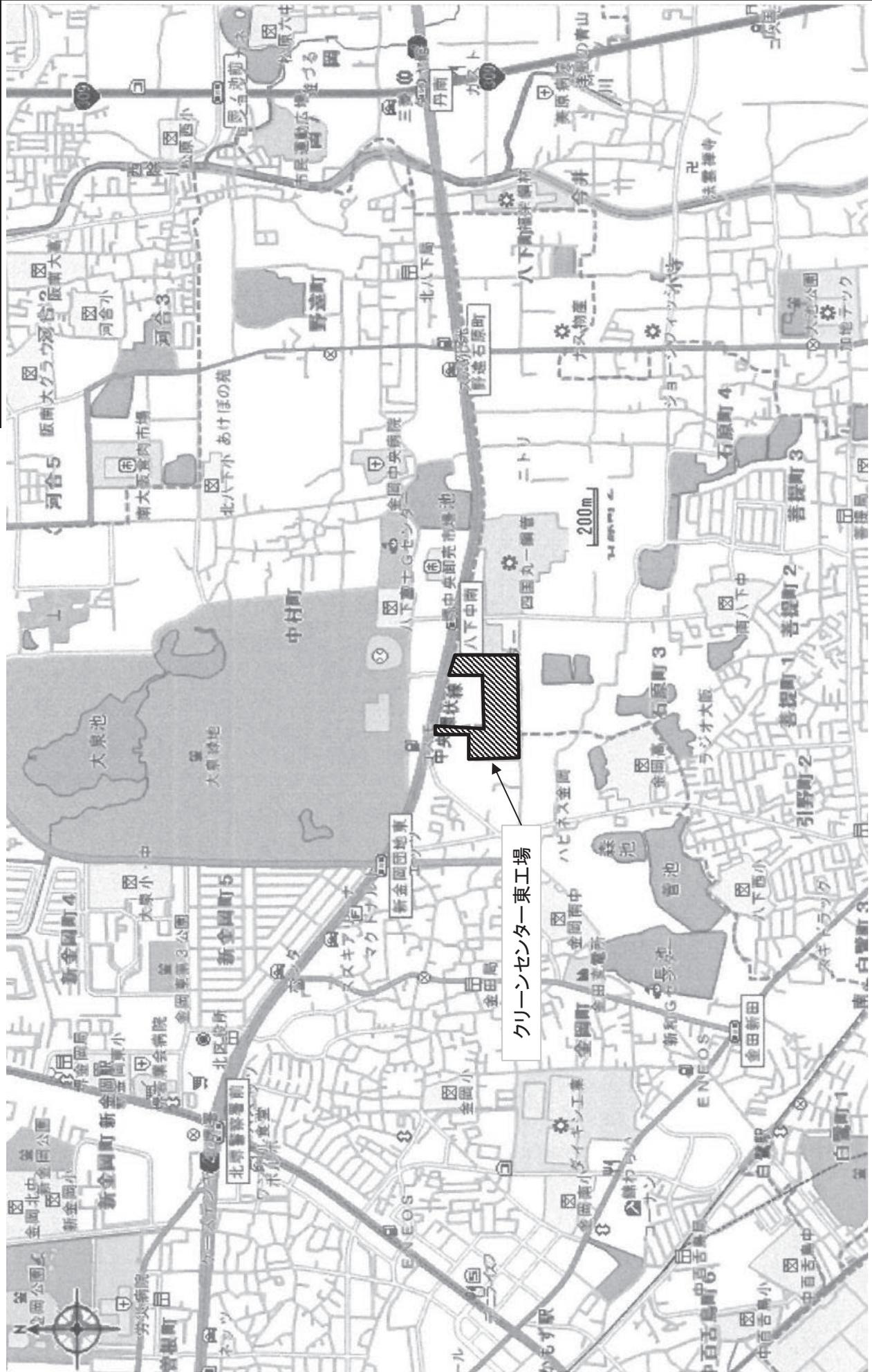
- 1 契約の目的 東工場第二工場 DCS ほか改修工事
- 2 工事概要 DCS（分散型制御システム）・電気・計装設備
DCS（分散型制御システム）改修 一式
ICC（自動燃焼制御装置）改修 一式
現場計装機器改修 一式
- 3 契約の相手方 兵庫県尼崎市浜 1 丁目 1 番 1 号
クボタ環境エンジニアリング株式会社 大阪支社
支社長 佐野 晋二
- 4 契約金額 913,500,000 円
うち取引に係る消費税額等 83,045,454 円
- 5 仮契約の日 令和 5 年 6 月 22 日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和10年3月17日まで

附近見取図

図面名称

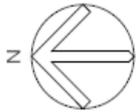


工事名称 東工場第二工場DCSほか改修工事

配置図

図面名称

大阪中央環状線



のびやか健康館

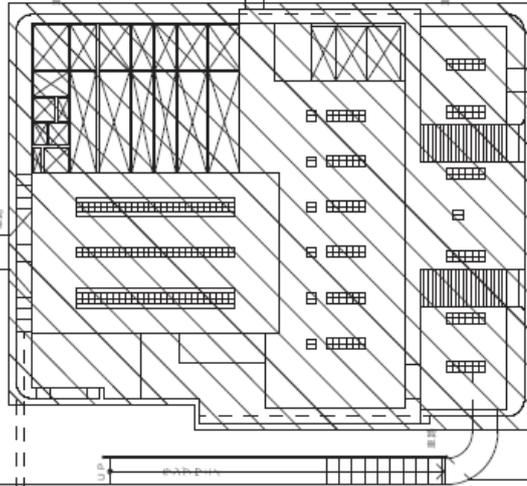
計量棟

出入物付

自動車庫

エレベーター

エレベーター



第一破砕

排水処理施設

管理棟

第一工場

ストックヤード

第二工場

工事名称 東工場第二工場DCSほか改修工事

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 鳳中学校体育館改築工事
- 2 工事概要 体育館新築
鉄筋コンクリート造 3階建て 延べ面積：1,815.72 m²
体育館、屋上プール、トイレ 等
渡り廊下新築 延べ面積：82.06 m²
スロープ整備
- 3 契約の相手方 堺市北区新金岡町 5 丁 6 番 503 号
株式会社橋爪工務店
代表取締役 新後 修
- 4 契約金額 835,780,000 円
うち取引に係る消費税額等 75,980,000 円
- 5 仮契約の日 令和 5 年 7 月 14 日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和7年2月28日まで
- 3 入札執行日時 令和5年6月27日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過	技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
株式会社橋爪工務店		110	759,800,000	14.477	落札
堺土建株式会社		112	794,000,000	14.105	
株式会社山口工務店		108	769,557,000	14.034	
大容建設株式会社		110	880,000,000	12.5	

(備考) 予定価格 761,678,000 円、調査基準価格 711,189,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。

物品の買入れについて

次のとおり、高規格救急自動車 4 台の買入れを行うものとする。

- 1 購 入 先 堺市西区下田町 1 番 23 号
日産大阪販売株式会社 堺鳳店
店長 梅北 宗利

- 2 購 入 金 額 78,689,600 円
うち取引に係る消費税額等 7,153,600 円

- 3 仮 契 約 の 日 令和 5 年 4 月 3 日

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から
令和6年3月31日まで
- 3 入札執行日時 令和5年3月24日 午前11時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参加者	経過	第1回	備考
日産大阪販売株式会社堺鳳店		71,536,000	落札
大阪トヨペット株式会社法人営業部		82,000,000	

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

物品の買入れについて

次のとおり、水槽付消防ポンプ自動車（CD- I 型、救助仕様）2 台の買入れを行うものとする。

- 1 購 入 先 兵庫県三田市テクノパーク 2 番地の 3
株式会社モリタ 関西支店
支店長 土居 典生
- 2 購 入 金 額 119,680,000 円
うち取引に係る消費税額等 10,880,000 円
- 3 仮 契 約 の 日 令和 5 年 7 月 18 日

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から
令和7年3月31日まで
- 3 入札執行日時 令和5年7月6日 午前11時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参加者	経過	第1回	備考
株式会社モリタ関西支店		108,800,000	落札
日本ドライケミカル株式会社大阪支店		113,600,000	
小川ポンプ工業株式会社		114,600,000	
長野ポンプ株式会社大阪営業所		116,000,000	
株式会社ナカムラ消防化学大阪営業所		117,000,000	
日本機械工業株式会社大阪営業所		不着	

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園	堺市堺区翁橋町2丁1番1号	フェニーチェ堺共同事業体	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで

[根拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園の指定管理者としてフェニーチェ堺共同事業体を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
フェニーチェ堺共同事業体	令和 5 年 4 月 17 日	堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園の管理運営	堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園の管理運営を目的に設立された共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市民芸術文化ホール条例（平成 27 年条例第 52 号）（以下「ホール条例」という。）第 19 条第 1 項及び堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号）（以下「公園条例」という。）第 27 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 3 団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において、ホール条例第 19 条第 3 項及び公園条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、文化芸術の振興に関する事業と当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、本施設の管理運営能力を十分に有し、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、当施設の設置目的をより効果的・効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪府中央区難波 5 丁目 1 番 60 号

南海グループ

(代表団体)

大阪府中央区難波 5 丁目 1 番 60 号

南海ビルサービス株式会社

(他の構成団体)

堺市堺区竜神橋町 1 丁目 2 番 11 号

南海バス株式会社

②堺市堺区翁橋町2丁目1番1号

フェニーチェ堺共同事業体

(代表団体)

堺市堺区翁橋町2丁目1番1号

公益財団法人堺市文化振興財団

(他の構成団体)

東京都中央区京橋3丁目13番1号

大成有楽不動産株式会社

大阪市西区靱本町1丁目7番18号

株式会社スタービーイング

③東京都中央区銀座7丁目17番2号

堺市文化芸術魅力創造マネジメント共同事業体

(代表団体)

東京都中央区銀座7丁目17番2号

株式会社ヴァリアス・ディメンションズ

(他の構成団体)

大阪市阿倍野区北畠2丁目5番36号

一般社団法人KIO

東京都新宿区袋町25番地

ロングランプランニング株式会社

奈良市高畑町1071番地

株式会社ワールド・ヘリテイジ

大阪市北区中之島2丁目3番18号

株式会社エスエムエス

(2) 選定経過

令和5年3月28日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和5年7月5日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長	弁護士	永田 守
委員	公認会計士	下久保 清美
委員	東京芸術劇場副館長	鈴木 順子
委員	武庫川女子大学准教授	永島 茜

(4) 審査結果表

条例に定める 指定の要件	審査項目	配点	南海グループ	フェニーチ ェ堺共同事 業体	堺市文化芸 術魅力創造 マネジメン ト共同事業 体
(1) 事業計画が市民 の平等利用その他 の観点から適切な ものであること。 (ホール条例第 19 条 第 3 項第 1 号) (公園条例第 27 条第 3 項 1 号)	①管理の基本方針 ②都市の活性化への 寄与 ③平等利用・安全の 確保	100 点	72 点	83 点	54 点
(2) 事業計画を確実 かつ安定的に実施 するに足りる経理 的基礎その他の経 営に関する能力を 有すること。 (ホール条例第 19 条 第 3 項第 2 号) (公園条例第 27 条第 3 項 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状 況 ③事業実績	125 点	94 点	101 点	58 点
(3) 利用者の意思及 び人権を尊重し、常 にその立場に立っ たサービスが提供 できること。 (ホール条例第 19 条 第 3 項第 3 号) (公園条例第 27 条第 3 項 3 号)	①利用者・利用者ニ ーズの把握 ②個人情報保護、情 報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え 方 ⑤広報・モニタリン グ計画	75 点	54 点	56 点	46 点

<p>(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (ホール条例第 19 条第 3 項第 4 号) (公園条例第 27 条第 3 項 4 号)</p>	<p>①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤危機管理及び非常時対策</p>	100 点	61 点	71 点	53 点
<p>(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (ホール条例第 19 条第 3 項第 5 号) (公園条例第 27 条第 3 項 5 号)</p>	<p>①目標設定 ②目標達成の方策 ③文化芸術振興事業の実施計画 ④レストランの運営計画 ⑤翁橋公園の維持管理・活用事業の計画 ⑥堺東周辺地域の活性化に資する事業計画 ⑦自主事業の実施計画</p>	375 点	241 点	287 点	202 点
<p>(6) 管理経費の縮減が図られること。 (ホール条例第 19 条第 3 項第 6 号) (公園条例第 27 条第 3 項 6 号)</p>	<p>①経費削減等の考え方・方法 ②収支計画</p>	100 点	66 点	70 点	46 点

<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (ホール条例第 19 条第 3 項第 7 号) (公園条例第 27 条第 3 項 7 号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）</p>	125 点	86 点	60 点	34 点
合計点		1000 点	674 点	728 点	493 点

P F I による大浜体育館建替整備運営事業に係る 事業契約の変更について

次のとおり事業契約の内容を一部変更する。

- 1 契約の目的 大浜体育館建替整備運営事業に係る設計、建設、維持管理及び運営

- 2 契約の相手方 堺市西区宮下町 12 番 1 号
つながリーナ大浜 P F I 株式会社
代表取締役 浮穴 浩一

- 3 契約金額 変更前 8,921,513,530 円
うち取引に係る消費税額等 696,755,775 円
変更後 8,976,077,611 円
うち取引に係る消費税額等 701,716,146 円

- 4 仮契約の日 令和 5 年 8 月 15 日

[根 拠]

特定事業契約を締結する場合には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、あらかじめ議会の議決を得る必要があるため。

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

[根 拠]

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点 点	重要な経過地	付 記
㍶566	丈六40号線	東区丈六332番6地先 東区丈六332番15地先		開発に伴う寄付
㍿071	関茶屋11号線	東区関茶屋78番16地先 東区関茶屋78番4地先		”
㍿607	高松55号線	東区高松314番15地先 東区高松317番9地先		都市計画法第39条による 帰属
㍿072	船堂28号線	北区船堂町2丁233番1地先 北区船堂町2丁236番5地先		”
㍿467	北余部94号線	美原区北余部西3丁目177番7地先 美原区北余部西3丁目177番10地先		”

市道認定路線図

整理番号 シ566

原寺町大口池
グラウンド

丈六40号線



高松団地公園

丈六

丈六



市道認定路線図

34-25

整理番号 ㊦071

関茶屋11号線

関茶屋

78-16

78-4

関茶屋

出雲文化館
大蔵分館本館

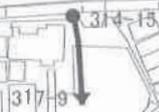
関茶屋

凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 4607

高松55号線



凡例

→ 認定道路

市道認定路線図

19-01

整理番号 ㊦072

船堂28号線

233-1

236-5

船堂町

天美我堂 2丁目

我堂南
第三公園

天美我堂 2丁目

凡例

→ 認定道路

市道認定路線図

35-25

整理番号 ㊦467

北余部94号線

177-7
177-10

凡例
→ 認定道路

線路又は工事方法書記載事項変更認可申請に対する 道路管理者意見について

市道における軌道敷設工事施行に係る線路又は工事方法書の記載事項の変更認可申請について、大阪府からの道路管理者意見の照会に対し、次のとおり回答したいので議会の同意を求める。

1 市道

路線名：浜寺諏訪森東浜寺昭和1号線

2 意見徴取者

大阪府知事 吉村 洋文

3 回答の内容（道路管理者意見）

道路管理者として道路管理上支障がない。

[根 拠]

軌道法施行令（昭和28年政令第258号）第6条第3項において準用する同令第2条第2項の規定に基づき議会の意見を徴すもの。

線路又は工事方法書記載事項変更認可申請に対する 道路管理者意見について

南海本線連続立体交差事業（以下、本事業という。）の事業区間である堺市西区浜寺公園町付近において、南海本線と阪堺線が交差しており、南海本線を跨ぐ阪堺線が本事業の支障となる。阪堺線については、本事業で南海本線東側沿いの市道浜寺諏訪森東浜寺昭和 1 号線の道路区域内である大型水路跡地に移設する計画とした。

移設により阪堺線の線路位置等が変更となることから運行する阪堺電気軌道株式会社が軌道法施行令第 6 条に基づき、線路又は工事方法書記載事項変更の認可を国土交通大臣へ申請した。

本申請について、市道浜寺諏訪森東浜寺昭和 1 号線の道路区域内に新たに阪堺線が敷設されることから同令第 6 条第 3 項において準用する同令第 2 条第 1 項の規定により、大阪府から道路管理者である本市に意見の照会があった。

この照会に対し、軌道敷設位置は大型水路の跡地に位置し、従前の道路の通行環境と相違がないため、道路管理上支障がない旨を回答することについて、議会の同意を求めるものである。

対象区間：堺市西区浜寺諏訪森町中三丁 285 番地先
～堺市西区浜寺公園町二丁 170 番 1 地先

回答期限：令和 5 年 9 月 30 日

損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 570 号

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和5年7月27日

堺市長 永 藤 英 機

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

公園事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 3,113,000 円

- 2 損害賠償の相手方 堺市南区*****

(専決第 570 号説明資料)

損害賠償の額の決定について

令和5年5月10日(水)午前10時25分ごろ、堺市南区鉢ヶ峯寺773番地内の堺公園墓地内において、樹木が倒れこみ、相手方が所有する墓石等を破損したものの。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金3,113,000円で合意に至ったもの。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(農政部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
560	5. 7. 19	49, 830	堺市堺区向陵東 町2丁13-18	株式会社カイト 代 表 取 締 役 出 口 干 雄	令和5年5月9日(火) 午前9時ごろ、堺市南区泉 田中859番4地先の農道に おいて、相手方車両が走行 中、路面舗装のくぼみで、 右後輪のタイヤを損傷し たもの。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
562	5. 7. 24	531, 145	堺市堺区*** *****	*****	令和3年11月14日(日) 午前10時30分ごろ、堺市 堺区匠町1地先において、 相手方が自転車で市道匠 6号線を走行中、L型側溝 とアスファルト舗装の間 にできていた隙間に前後 輪ともはまり転倒し、負傷 及びヘルメット等を損傷 したもの。
563	5. 7. 24	42, 405	堺市堺区*** *****	*****	令和5年4月8日(土) 午後7時ごろ、堺市堺区大 仙西町6丁184-3地先にお いて、相手方車両が市道大 仙西9号線を走行中、路面 上にあった捲れたアスフ ァルト塊に乗り上げ、右後 輪タイヤ等を損傷したも の。
557	5. 7. 12	143, 990	堺区西区*** *****	*****	令和5年5月9日(火) 午後4時ごろ、***** ***において、西部地域 整備事務所職員の運転す る本市車両が左折する際、 相手方家屋外塀に接触し、 損傷させたもの。

559	5. 7. 19	178,000	堺市堺区*** *****	*****	令和5年5月15日(月) 午前0時30分ごろ、堺市美原区小寺417-4地先において、相手方車両が市道小寺今井線を走行中、横断側溝を通過した際、グレーチング蓋の補助バーがタイヤ面に突き刺さり、タイヤに巻き付いたことにより、右後輪タイヤ及びリアバンパー等を損傷したもの。
-----	----------	---------	------------------	-------	--

(公園緑地部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
565	5. 7. 27	33,000	堺市堺区*** *****	*****	令和5年5月10日(水) 午前10時25分ごろ、堺市南区鉢ヶ峯寺773番地堺公園墓地内にある樹木が倒れこみ、相手方が所有する墓石を破損したもの。
566	5. 7. 27	2,750	堺市堺区*** *****	*****	令和5年5月10日(水) 午前10時25分ごろ、堺市南区鉢ヶ峯寺773番地堺公園墓地内にある樹木が倒れこみ、相手方が所有する花立を破損したもの。
568	5. 7. 27	82,500	堺市西区*** *****	*****	令和5年5月10日(水) 午前10時25分ごろ、堺市南区鉢ヶ峯寺773番地堺公園墓地内にある樹木が倒れこみ、相手方が所有する花立、ろうそく立を破損したもの。

(警防部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
564	5.7.26	83,547	堺市東区*** *****	*****	令和5年2月20日(月) 午後6時30分ごろ、堺市 東区草尾 399 番地地先 において、東消防署登美 丘出張所の職員が高規格 救急自動車で緊急走行中、 相手方車両とすれ違う際 に接触し、当該車両の右 側後方を損傷させたもの。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
569	5.7.27	訴えの提起について	堺市西区***** *****堺市営***** *****の住宅 の明渡し及び住宅使 用料相当損害金	堺市西区***** ***** 堺市営***** *****	亡***** の 相 続 人
571	5.7.27	訴えの提起について	堺市北区***** *****堺市営***** *****の住宅 の明渡し及び住 宅使用料相当損害金	堺市北区***** ***** 堺市営***** *****	亡***** の 相 続 財 産
567	5.7.27	調停の申立て について	堺市西区***** *****堺市営***** *****の住宅の 明渡し及び住宅使 用料相当損害金	堺市西区***** ***** 堺市営***** *****	*****

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 死亡日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和5年1月20日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市北区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 死亡日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市北区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和4年12月17日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>本市は、相手方に対し、堺市西区*****堺市営*****を明け渡し、かつ、令和5年4月1日から明渡済みまで、申立人が定める額を同市営住宅使用の対価として支払う、との調停を求める。</p>	<p>建物明渡等調停事件</p> <p>堺市西区*****堺市営*****に居住する*****は、入居名義人である*****が令和2年11月8日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>交渉を重ねた結果、*****が令和6年3月31日までに退去する意向を示していることから、同住宅の明渡しの履行を法的に担保するとともに、明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求めるため、調停の申立てを行うもの。</p>

3 市長の専決事項の指定第5項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
558	5. 7. 14	大浜高層建替 住宅建設工事	堺市堺区永 代町5丁1番 10号	木 綿 麻 ・ 源 建設工事共同企業体 代 表 構 成 員 株 式 会 社 木 綿 麻 建 設 代 表 取 締 役 中 東 栄 他 の 構 成 員 株 式 会 社 源 建 設 工 業 代 表 取 締 役 中 東 博 子	変更前 1,038,906,000円 (消費税額等 94,446,000円) 変更後 1,063,976,100円 (消費税額等 96,725,100円)
561	5. 7. 21	協和町西団地 15号館建替 住宅建設工事	堺市堺区永 代町5丁1番 10号	株 式 会 社 木 綿 麻 建 設 代 表 取 締 役 中 東 栄	変更前 831,963,000円 (消費税額等 75,633,000円) 変更後 851,252,556円 (消費税額等 77,386,596円)

による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
<p style="text-align: center;">25,070,100 円 (消費税額等 2,279,100 円)</p>	<p style="text-align: center;">令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による増額</p>	<p>国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、「令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、増額変更を行うもの。</p>
<p style="text-align: center;">19,289,556 円 (消費税額等 1,753,596 円)</p>	<p style="text-align: center;">工事請負契約書第 25 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額 地盤改良の添加量等の増加等による増額</p>	<p>国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するため、増額となる。</p> <p>また、当初現場地盤改良の添加量を土質試験結果より算出していたが、工事着手後、掘削底の改良対象土について室内配合試験を行った結果、想定していた添加量を増やす必要が生じたため、増額となる。</p> <p>その他、現場調整事項や設計時に確認が困難であった設計図書施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が生じた結果、増額となる。</p> <p>以上のことから、増額変更を行うものである。</p>

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
556	5. 7. 6	大仙西町団地 5 棟ほか 2 棟 建替住宅建設 工事に伴う電 気設備工事	堺市堺区北 庄町 3 丁 1 番 5 号	株 式 会 社 R a i n g 代 表 取 締 役 白 井 健 太 郎	変更前 266, 200, 000 円 (消費税額等 24, 200, 000 円) 変更後 273, 048, 886 円 (消費税額等 24, 822, 626 円)
572	5. 7. 31	大仙西町団地 5 棟ほか 2 棟 建替住宅建設 工事に伴う給 排水衛生設備 工事	堺市北区百 舌鳥梅北町 2 丁 70 番 6	美 和 ・ 佐 藤 建設工事共同企業体 代 表 構 成 員 美 和 設 備 工 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 栢 瀬 秀 樹 他 の 構 成 員 株 式 会 社 佐 藤 水 道 工 業 所 代 表 取 締 役 佐 藤 孝 司	変更前 363, 000, 000 円 (消費税額等 33, 000, 000 円) 変更後 380, 072, 231 円 (消費税額等 34, 552, 021 円)

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
<p style="text-align: center;">6, 848, 886 円 (消費税額等 622, 626 円)</p>	<p style="text-align: center;">工事請負契約書第 25 条 第 3 項の規定に基づくイン フレスライド条項の適用に よる増額</p>	<p>国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するため、増額となる。</p>
<p style="text-align: center;">17, 072, 231 円 (消費税額等 1, 552, 021 円)</p>	<p style="text-align: center;">工事請負契約書第 25 条 第 3 項の規定に基づくイン フレスライド条項の適用に よる増額 埋設配管の管種の変更等 による減額</p>	<p>国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するため、増額となる。</p> <p>また、当初設計では、消火配管は屋外埋設配管含め鋼管を利用する予定だったが、工事着手後、業者より施工性を考慮して消火設備配管用高性能ポリエチレン管へ変更の提案があった。消防局と協議した結果、管種を消火用設備配管用高性能ポリエチレン管へ変更することにより減額となる。</p> <p>その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。</p> <p>以上の事から、相殺の結果、増額変更を行うものである。</p>

(消防局総務部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
555	5. 6. 30	堺消防署庁舎 改修ほか工事	堺市堺区出 島浜通1番地 内	堺 土 建 株 式 会 社 代 表 取 締 役 下 川 好 隆	変更前 632, 500, 000 円 (消費税額等 57, 500, 000 円) 変更後 651, 666, 400 円 (消費税額等 59, 242, 400 円)

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
<p style="text-align: center;">19,166,400 円 (消費税額等 1,742,400 円)</p>	<p style="text-align: center;">工事請負契約書第 25 条 第 3 項の規定に基づくイン フレスライド条項の適用に よる増額</p>	<p style="text-align: center;">国からの要請に基づき、賃金等の高騰 に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインフレスライド条 項を適用し、契約を変更するため、増額 となる。</p>

令和5年第4回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その8）

令和5年8月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-23-0058

